

ハンセン病を理由とする開廷場所指定の調査に関する有識者委員会（第4回）

議事要旨

1 日時

平成28年1月26日（火）10:00～12:00

2 場所

前橋地方裁判所高崎支部大会議室

3 出席者

〔委員〕

石田法子，井上英夫（座長），大塚浩之，川出敏裕，小西秀宣（敬称略）

〔ハンセン病を理由とする開廷場所指定に関する調査委員会〕

清藤健一総務局第一課長（委員長代理）

〔庶務〕

南宏幸総務局付，須田健嗣総務局付，古川洋一課長補佐

4 議題

(1) ハンセン病療養所の訪問について

(2) 開廷場所の指定の必要性の判断自体の適法性・相当性に関する評価の相当性について（続き）

(3) 開廷場所の指定の手続過程の適法性・相当性に関する評価の相当性について（続き）

(4) 開廷場所の選定の適法性・相当性に関する評価の相当性について

(5) 次回以降の日程等について

5 議事

(1) 議題(1)について

平成28年1月25日に有識者委員会として栗生楽泉園及び重監房資料館を訪問したことを踏まえ、委員の間で意見交換を行った。各委員からは、重監房において非人間的な運用がなされていたことに非常にショックを受けた、栗生楽泉園は当初療養目的であったのが、秩序維持の考え方に基づく重監房への強制収容という全く違う方向に行ってしまったことに怖さを感じた、重監房は当時の日本社会のハンセン病患者に対する見方の縮図といえるのではないかと、この点は、ハンセン病に対する社会的な厳しい視線がある中で、裁判所が特別法廷についてどのような考え方をしていたのかということに関連してくるのではないかと、との意見が述べられた。

(2) 追加調査に関する調査委員会からの報告

当時の実情を知る関係者に対する聴取を追加調査として実施すべきであるとの有識者委員会の意見を受け、調査委員会が実施した聴取の結果について、調査委員会から報告がなされた。

(3) 議題(2)及び(3)について

ハンセン病を理由とする開廷場所の指定の必要性の判断や開廷場所の指定の手続過程の適法性・相当性に関する評価について、前回に引き続き議題とされたが、前回述べられた意見以外に意見は出されなかった。

(4) 議題(4)について

開廷場所の選定の適法性・相当性に関する評価の相当性について議論を行った。

委員からは、調査委員会の現時点での適法性・相当性に関する評価の一部について、その内容を更に検討すべきであるとの意見が述べられたほか、ハンセン病を理由としてなされた開廷場所指定と憲法の公開原則との関係について、調査委員会の考え方を示すべきであるとの意見が述べられた。

さらに、調査委員会が調査報告書を作成するに当たっては、裁判所の司法行政として、今後どのような対応をしていくかについての考え方も示すべきであるとの意見が述べられた。

(5) 議題(5)について

次回以降の日程等について、以下のとおりとすることを確認した。

- ・ 2月29日(月)午後2時～ 菊池恵楓園訪問
- ・ 3月 1日(火)午後1時～ 第5回有識者委員会(於:熊本地裁)
- ・ 3月29日(火)午後1時30分～ 第6回有識者委員会(於:最高裁)

以 上